

## 次期三重県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について

### 1 計画策定の経緯

国において、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的とし平成 30 年 7 月にギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号。以下「基本法」という。）が成立し、同年 10 月に施行されました。さらに基本法第 12 条に基づき、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「国基本計画」という。）が平成 31 年 4 月 19 日に策定されました。

今般、令和 4 年に変更した国基本計画が変更され、令和 7 年 3 月に新たな国基本計画が閣議決定されました。また、令和 7 年 6 月には、オンラインギャンブル等ウェブサイトを表示する行為等の禁止条項が盛り込まれた改正ギャンブル依存症対策基本法が成立し、同年 9 月に施行予定です。

### 2 県計画策定の趣旨

基本法第 13 条において、都道府県は、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「県計画」という。）を策定するよう努めなければならないとされています。また、都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないとされています。三重県ギャンブル等依存症対策推進計画については令和 4 年 3 月に策定しましたが全国的なギャンブル等を取り巻く状況の変化をふまえ、ギャンブル等依存症対策を推進するため、次期県計画を令和 7 年度中に策定します。

構成等については、国基本計画を基本とするとともに、三重県の実情に即して策定します。

### 3 計画の名称

現行計画の名称を踏襲し、「第 2 期三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」とします。

### 4 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条第 1 項の規定に基づき、本県が策定する「都道府県ギャンブル等依存症推進計画」です。

また、本県の「三重県医療計画」、「三重の健康づくり基本計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」及び「三重県アルコール健康障害対策推進計画」等の関連する他の計画との整合を図ったものとしています。

### 5 計画の期間

基本法第 13 条第 3 項において、都道府県は少なくとも 3 年ごとに県計画を加え、必要があると認めるときには変更するよう努めることとされていることをふまえ、本計画（第 2 期）の期間は、令和 8 年度から令和 10 年までの 3 年間とします。

## 6 めざす姿

ギャンブル等依存症の発症、進行および再発の各段階に応じた適切な対策を講じることにより、本人や家族等が支援を受けて、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会の実現をめざしています。

## 7 計画策定のポイント

### (1) 公営競技のオンライン化への対応

コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行し、オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘がある中で、アクセス制限制度等の利便性向上および効果的な周知やインターネット投票データの分析に関する取組等について記載。

### (2) オンラインカジノに対する対応

オンラインカジノの違法性等の周知などの取組について記載。

## 8 検討の進め方について

「三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会」において、また、県議会および県民からも幅広く意見をいただきながら策定作業を進めます。

※三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会についてギャンブル等依存症への対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年に三重県精神保健福祉審議会条例第8条に基づき、「三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会」（以下「部会」という。）を設置しました。

## 9 今後のスケジュール

令和7年	<u>9月1日(月)</u>	<u>第1回部会開催(骨子案検討)</u>
	10月中旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会へ骨子案説明
	<u>10月下旬～11月上旬</u>	<u>第2回部会開催(中間案検討)</u>
	12月中旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会へ中間案説明
	12月～1月	パブリックコメントの実施
令和8年	<u>2月上旬</u>	<u>第3回部会開催(最終案検討)</u>
	2月下旬	精神保健福祉審議会へ最終案説明
	3月中旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会へ最終案説明
	3月末	計画策定